平成２４年（フ）第６６号
鳥取県西伯郡南部町金田157番地
債務者　徳嶋　香郁
1　決定年月日時　平成24年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１０２号
鳥取県米子市大崎1511番地１介護老人保健施設弓浜ゆうとぴあ内、住民票上の住所鳥取県米子市和田町2279番地
債務者　安達　榮治
1　決定年月日時　平成24年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１８号
徳島県美馬市穴吹町口山字宮内307番地３
債務者　森谷　　涼
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２４年（フ）第６０号
愛媛県新居浜市又野２丁目２番56号
債務者　杉山　邦子
1　決定年月日時　平成24年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第９１号
愛媛県新居浜市喜光地町１丁目４番45号、前住所愛媛県新居浜市喜光地町２丁目４番５号
債務者　西山　繁樹
1　決定年月日時　平成24年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第２１８号
北九州市門司区永黒１丁目４番５―306号
債務者　大出　鈴江
1　決定年月日時　平成24年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４３８号
北九州市八幡西区馬場山東３丁目９番16―304号
債務者　兼平奈津子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４５２号
北九州市八幡西区本城東１丁目７番９―206号
債務者　隅屋　龍次
1　決定年月日時　平成24年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４６９号
北九州市小倉南区葛原１丁目10番８―202号
債務者　木下　明美
1　決定年月日時　平成24年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４８８号
北九州市小倉北区吉野町12番16号
債務者　山下　友恵
1　決定年月日時　平成24年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４８９号
北九州市小倉南区富士見１丁目６番５号　レオパレス富士見Ⅲ102平野正英方
債務者　山下　　藍
1　決定年月日時　平成24年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５００号
福岡県遠賀郡芦屋町緑ヶ丘３番８号
債務者　梅田　広子
1　決定年月日時　平成24年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２２号
熊本県阿蘇市内牧1368番地７
債務者　小島ゆかり
1　決定年月日時　平成24年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２４年（フ）第９７号
宮崎県都城市横市町6073番地１
債務者　野海　満人
1　決定年月日時　平成24年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第２７２号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町15番１号　横小路ビル203号
債務者　中山　真澄
1　決定年月日時　平成24年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２７７号
鹿児島県鹿児島市谷山中央５丁目11番15号
債務者　菖蒲谷ひとみ
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２５０号
沖縄県浦添市字沢岻1034番地　ハイツながたはら２―302号
債務者　宇良　佳樹
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２７４号
沖縄県那覇市繁多川１丁目15番26―201号　タモツハイツ
債務者　末吉　茂光
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部